

伊佐市農業委員会第12回総会議事録

1. 開催日時 平成26年3月19日(水) 午前8時55分から10時20分
2. 開催場所 菱刈庁舎 3階中会議室
3. 出席委員 (20人)

会 長	21番委員			
会長職務代理者	20番委員			
委 員	1番委員	2番委員	3番委員	4番委員
	5番委員	6番委員	8番委員	9番委員
	10番委員	11番委員	12番委員	13番委員
	14番委員	15番委員	16番委員	17番委員
	18番委員	19番委員		
4. 欠席委員 (1人)

欠 席 者	7番委員
-------	------
5. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名 (17番委員) (18番委員)

第2 議案第1号「経営基盤強化促進法農用地利用集積計画」に係る意見決定について

議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」に係る決定について

議案第3号「農業振興地域整備計画の一部変更(用途区分変更・除外・編入)申出」に係る意見決定について

議案第4号「農地転用事業計画変更申請」に係る決定について

議案第5号「農地法第4条の規定による許可申請」に係る意見決定並びに許可及び諮問決定について

議案第6号「農地法第5条の規定による許可申請」に係る意見決定並びに許可及び諮問決定について

議案第7号「非農地証明願」について

6. 農業委員会事務局職員

事務局 長

農地振興係 長

農地振興係 書記

開始時間 午前8時 55分

事務局長 おはようございます。只今より、平成25年度第12回農業委員会総会を開催いたします。

姿勢を正してください。一同礼。

議長 皆さんおはようございます。

本日は全員の出席の予定でしたが、今朝7番委員より熱が出たという事で欠席の連絡がありました。

本日の出席人員は20人で、規定に達しておりますので、総会は成立いたします。

本日の議事録署名委員を、指名いたします。

19番委員と20番委員に、お願いをいたします。

ただいまより総会を始めます。

————— 諸般報告 —————

議長 事務局より、諸般の報告について報告を求めます。

農地法第18条第6項の規定による通知につきまして報告をお願いします。

事務局 報告をいたします、農地法第18条第6項の規定による通知につきましてご報告いたします。

資料の1～8ページになります。

農業経営基盤強化促進法による利用権の合意解約が27件、農地法第3条の解約が2件ありましたのでご報告いたします。

議長 報告が終わりました。

委員の皆さん質問はありませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

議長 なしということですので、ただいまから議案の審議にはいります。

————— 議案第1号 —————

議長 議案第1号 経営基盤強化促進法農用地利用集積計画に係る意見決定について議題といたします。

事務局の報告を求めます。

事務局

議案第1号「経営基盤強化促進法農用地利用集積計画」に係る意見決定についてご説明いたします。

9ページをお開きください。

整理番号1につきましては、あっせんによる所有権移転です。

譲渡人は、熊本市東区長嶺東二丁目にお住まいのMTさんです。

譲り受け人は、伊佐市菱刈市山にお住まいのTK氏、30歳、自治会は下市山で、経営面積は13,821㎡です。

土地の所在は、菱刈市山字古屋敷で、地目は田、面積の合計は5,666㎡です。

あっせん委員としまして、10委員、17委員をお願いいたしました。

続きまして利用権設定につきまして説明いたします。

47-1ページの総括表をお開きください。

期間は2年1ヶ月から10年1ヶ月で、面積の合計は、田375,752㎡、畑50,658㎡の計426,410㎡です。

利用権の設定をする者の数114人、設定を受ける者の数58人です。

土地の明細につきましては、10ページから47ページの整理番号1番から126番のとおりです。

皆様のご審議方よろしくお願いいたします。

議長

只今事務局の報告が終わりました。

委員の皆さんご意見、質疑はございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

議長

なしということですので、お諮りいたします。

議案第1号の事務局の報告のとおり決定することに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長

全員挙手。

よって議案第1号 経営基盤強化促進法農用地利用集積計画に係る意見については、決定いたしました。

議案第2号

議長

議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請に係る決定について提案します。

議 長

整理番号1番について、担当委員の調査報告を求めます。
15番委員。

15番委員

議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請に係る決定のうち整理番号1番について、去る13日 譲受人KHさん立会のもと、私15番が現地調査を行いましたので報告いたします。

渡し人が、鹿児島県始良郡湧水町米永にお住まいのIM氏、年齢は70歳であります。

受人が、伊佐市菱刈南浦にお住まいのKH氏、年齢は59歳で、自治会は柳野であります。

申請地は、伊佐市菱刈南浦字口ノ野で、地目は畑、面積は1,639㎡であります。

譲渡理由は、渡し人は湧水町にお住まいのため耕作距離が遠く不便であり、受人は規模拡大と理由で、所有権移転売買と言う事で申請がありました。

所在地は本城の柳野集落内にありまして、受人KH氏の自宅前であり、現在はKH氏が耕作されております。

受け人の経営面積は39,397㎡で、取得可能面積であります。

農業従事者は2名で、通作距離は、自宅前で、現況は良く管理された畑です、経営意欲もあり、農機具等完備されております。

以上のような理由により当申請は、農地法第3条2項の各号に該当しないと思われまますので、許可相当と思われまます。

添付書類として、全部事項証明書、字図等が添付されております。

委員の皆様方のご審議方よろしくお願いまして報告を終ります。

議 長

15番委員の調査報告が終わりました。
委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。
(「質疑なし」という声、多数あり。)

議 長

なしということでございますので、お諮りします。
整理番号1番について、15番委員の調査報告のとおり、許可することに賛成の委員の挙手を求めまます。
(全員挙手)

議 長

全員挙手。
よって整理番号1番は、許可が決定しました。

議 長	<p>整理番号2番について、担当委員の調査報告を求めます。 9番委員。</p>
9 番 委 員	<p>議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請に係る決定のうち整理番号2番について、去る3月15日に現地調査を行いましたので、9番が報告いたします。</p> <p>申請人、MIさんは、伊佐市大口山野に居住され、自治会は下之馬場で、年齢は49歳です。</p> <p>渡人の、IHさんは、伊佐市大口山野に居住され、自治会は上松で、年齢は60歳です。</p> <p>申請地は、伊佐市大口山野字岩渕、地目は田で、面積は1,108㎡と伊佐市大口山野字坂下、地目は田で、面積は944㎡2筆で売買であります。</p> <p>受け人の経営面積は172,017㎡で取得可能面積であります。</p> <p>農業従事者は2名であります。</p> <p>通作距離も自宅より2キロ以内であり、現況は良く管理されております。</p> <p>経営意欲はあり、農機具等は完備されております。</p> <p>以上のような理由により当申請は、農地法第3条2項の各号に該当しないと思われまますので、許可相当と思われまます。</p> <p>添付書類として、全部事項証明書、字図等が添付されております。</p> <p>委員の皆様方のご審議方よろしくお願いまして報告を終わります。</p>
議 長	<p>9番委員の調査報告が終わりました。</p> <p>委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。</p> <p style="text-align: center;">(「質疑なし」という声、多数あり。)</p>
議 長	<p>なしということですので、お諮りします。</p> <p>9番委員の調査報告のとおり、許可することに賛成の委員の挙手を求めます。</p> <p style="text-align: center;">(全員挙手)</p>
議 長	<p>全員挙手。</p> <p>よって整理番号2番は、許可が決定しました。</p>
議 長	<p>整理番号3番について、担当委員の調査報告を求めます。 16番委員。</p>

16番委員

議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請に係る決定のうち整理番号3番について、去る3月12日に現地調査を行ないましたので16番が報告をいたします。

申請人 ISさんは、伊佐市大口里に居住され年齢は41歳です。

渡し人 TMさんは、伊佐市大口金波田に居住され、自治会は金波田上、年齢は70歳であります。

二人の関係ですが、渡し人TMさんの娘婿であります。

渡し人TMさんは、これから先娘婿のISさんに経営移譲して行きたいと言う事でした。

申請地は、伊佐市大口金波田字道添の3筆で、地目は田で、地籍は3筆で5, 355㎡、所有権移転贈与であります。

受け人の経営面積は、0㎡であります。今回5, 355㎡を贈与で受けますので、取得可能面積であります。

農業従事者は2名であり、通作距離は3キロ位であり、現況は渡し人が耕作されており良く管理されています。

耕作意欲はあり、農機具等は親から借りて耕作します。

以上のような理由により当申請は、農地法第3条2項の各号に該当しないと思われまますので、許可相当と思われまます。

添付書類として、全部事項証明書、営農計画書、字図等が添付されております。

以上で報告を終わりますが、委員の皆様方のご審議方よろしくお願ひしませて、私の報告を終わります。

議長

16番委員の調査報告が終わりました。
委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。
(「質疑なし」という声、多数あり。)

議長

なしということでございますので、お諮りします。
16番委員の調査報告のとおり、許可することに賛成の委員の挙手を求めます。
(全員挙手)

議長

全員挙手。
よって整理番号3番は、許可が決定しました。

議長

議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請に係る決定について、申請件数3件について、3件の許可が決定しました。

議案第3号

- 議長 議案第3号 農業振興地域整備計画の一部変更・用途区分変更・除外・編入申出の意見決定について、整理番号1番について、担当委員の報告を求めます。
9番委員。
- 9番委員 議案第3号 農業振興地域整備計画の一部変更・用途区分変更・除外・編入申出の意見決定について、整理番号1番について、去る3月14日、7番委員・8番委員・私9番委員と申請人のBTさん立会のもと共同調査いたしましたので9番が報告いたします。
申請人のBTさんは、伊佐市大口平出水に居住され、年齢は64歳です。
申請地は、大口平出水字春田で、地目は田、面積1,077㎡で、その内14.84です。
JA平出水支所より、南側500m位の所に位置、農振除外目的は携帯電話無線基地局で、平出水地区サービスエリア確保のためだそうで、NTTドコモと言う事です。
土地改良区の許可も取っており、また、周囲の方達にも許可も取ってあるとの事で、周囲に与える影響は無いと思われます。
添付書類として、全部事項証明書、全部認定証、農用地利用計画書、変更申出書、字図等が提出されております。
調査の結果この申請については、3名の調査委員の意見において適切であると判断しましたが、委員の皆様方のご審議方よろしく願いまして私の報告を終わります。
- 議長 9番委員の調査報告が終わりました。
委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。
(「質疑なし」という声、多数あり。)
- 議長 なしということでございますので、お諮りします。
9番委員の調査報告のとおり、意見を決定することに賛成の委員の挙手を求めます。
(全員挙手)
- 議長 全員挙手。
よって整理番号1番は、意見並びに許可及び諮問が決定しました。

議 長	<p>整理番号2番について、担当委員の調査報告を求めます。 12番委員。</p>
12番委員	<p>議案第3号 農業振興地域整備計画の一部変更・用途区分変更・除外・編入申出の意見決定について、整理番号2番について、去る3月14日、10番委員・11番委員・12番委員の3人と、申請人KTさん立会のもと調査いたしましたので、12番が報告いたします。</p> <p>申請人KTさんは、伊佐市菱刈徳辺に居住され、年齢は80歳であり、自治会は徳边上であります。</p> <p>所在地は、伊佐市菱刈徳辺字坂中、地目は畑、地積は1,473㎡であります。</p> <p>現地は、SS会社の北西300m、菱刈庁舎北東に約1,000mであり周りは山林です。</p> <p>申請人は高齢により今後耕作は不可能な状態で、山林に転用したいと言う事で、農業振興地域整備計画の一部変更・除外申請書を出したものであります。</p> <p>以上のような理由で、3名で調査の結果、除外はやもおえないと判断しました。</p> <p>添付書類として、農用地利用計画書、変更申請書、字図、全部事項証明書、その他必要書類がすべてそろっています。</p> <p>委員の皆様方のご審議方よろしくお願ひしまして報告を終わります。</p>
議 長	<p>12番委員の調査報告が終わりました。 委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。 (「質疑なし」という声、多数あり。)</p>
議 長	<p>なしということでございますので、お諮りします。 12番委員の調査報告のとおり、意見を決定することに賛成の委員の挙手を求めます。 (全員挙手)</p>
議 長	<p>全員挙手。 よって整理番号2番は、意見並びに許可及び諮問が決定しました。</p>
議 長	<p>議案第3号 農業振興地域整備計画の一部変更・用途区分変更・除外・編入申出に係る意見決定について、申請件数2件について、意見の決定2件が決定しました。</p>

議案第4号

議長 議案第4号 農地転用事業計画変更申請に係る決定について、整理番号1番について、事務局の報告を求めます。

事務局 議案第4号農地転用事業計画変更申請に係る決定についての内整理番号1番につきまして事務局よりご報告申し上げます。

本申請は平成24年7月5条申請同年8月24日5条許可の案件の農地転用事業計画変更申請であります。

当時、転用事業者はMNF株式会社であり、転用目的は鶏糞処理施設（堆肥舎）で5条許可において先に所有権を取得し1年以内の着工を目指していました。

その後役員会において事業所の合併及び鶏舎の老朽化による増設が急務となり本計画変更申請に至りました。

現在、鶏糞処理については委託業者へ依頼し安価で処理できていることから事業計画変更はやむを得ないと思われまます。

尚、前回は5条申請でしたが所有権移転が終了していること、前事業所は今回の転用事業者へ吸収合併（法人登記事項証明書で確認済み）されたことなどから今回は4条申請となり後持って議案第5号 整理番号6番で説明がございます。

委員の皆さんのご審議方をよろしく申し上げます。

議長 事務局の報告が終わりました。
委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。
（「質疑なし」という声、多数あり。）

議長 なしということでございますので、お諮りします。
事務局の調査報告のとおり、決定に賛成の委員の挙手を求めます。
（全員挙手）

議長 全員挙手。
よって整理番号1番は、報告の通り決定しました。

議長 議案第4号 農地転用事業計画変更申請に係る決定について、申請件数1件については、1件が決定しました。

議案第5号

議長 議案第5号 農地法第4条の規定による許可申請に係る意見決定並びに許可及び諮問決定について、整理番号1番について、担当委員の報告を求めます。

1番委員。

1番委員 議案第5号 農地法第4条の規定による許可申請に係る意見決定並びに許可及び諮問決定について、整理番号1番の報告いたします。

調査委員は、2番委員、3番委員、1番委員でいたしました。

申請者、伊佐市大口大田に居住のKR氏、年齢65歳、自治会は高柳で、建設業です。

申請地は、伊佐市大口大田字佐次兵衛、地目は畑、他2筆で、合計面積は4,934㎡の内、太陽光建設が2,073㎡、残り2,861㎡は資材置き場です。

太陽光発電事業ですが、パネル設置枚数は672枚、総発電量198.88kw予定しているそうです。

申請地は、高隅温泉より西へ約500mに位置し、東は畑と山林、西は畑と山林、南は山林、北は道路となっております。

添付書類として、全部事項証明書、事業計画書、汚排水処理計画書、被害防除計画書、残高証明書、融資証明願、字図等が添付されております。

調査の結果この申請については3名の調査委員において適切であると判断いたしましたが、委員の皆様方のご審議方よろしく願いまして私の報告を終わります。

議長 1番委員の報告が終わりました。

委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

議長 なしということでございますので、お諮りします。

1番委員の調査報告のとおり、意見の決定並びに許可及び諮問決定に賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 全員挙手。

よって整理番号1番は、意見の決定並びに許可及び諮問が決定しました。

議 長	整理番号2番について、担当委員の調査報告を求めます。 4番委員。
4 番 委 員	<p>議案第5号 農地法第4条の規定による許可申請に係る意見決定並びに許可及び諮問決定について、整理番号2番について、去る3月14日に、6番委員、事務局、私4番で、申請人HEさん立会のもと共同調査をしましたので4番が報告いたします。</p> <p>申請人HEさんは、伊佐市菱刈荒田に居住され、無職で、年齢は78歳であります。</p> <p>申請地の所在地は、伊佐市菱刈川北字赤池で、地目は田、地籍が1,165㎡であります。</p> <p>ガラッパ公園の南側湯ノ尾に通ずる国道の近くで南側が宅地、その他は雑種地となっています。</p> <p>農地区分は、第2種農地でその他の農地となっております。</p> <p>もうすでに、太陽光発電施設が設置され稼動していました。</p> <p>添付書類として、土地の全部事項証明書、農地法を知らずに工事をしてしまったと言う事で始末書が添付されております。</p> <p>調査の結果この申請については2名の調査意見において、工事排水対策は十分に取られていると思われました。</p> <p>委員の皆様方の審議方をよろしくお願いします。</p>
議 長	<p>4番委員の報告が終わりました。</p> <p>委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。</p> <p>(「質疑なし」という声、多数あり。)</p>
議 長	<p>なしということでございますので、お諮りします。</p> <p>4番委員の調査報告のとおり、意見の決定並びに許可及び諮問決定に賛成の委員の挙手を求めます。</p> <p>(全員挙手)</p>
議 長	<p>全員挙手。</p> <p>よって整理番号2番は、意見の決定並びに許可及び諮問が決定しました。</p>
議 長	<p>整理番号3番について、担当委員の調査報告を求めます。</p> <p>7番委員ですが病気欠席のため事務局お願いします。</p>
事 務 局	議案第5号 農地法第4条の規定による許可申請に係る意見決定並

びに許可及び諮問決定について、整理番号3番について、去る3月14日に、7番委員、8番委員、9番委員出共同調査をしていただき報告者が欠席のため代理で事務局が報告いたします。

申請人は、伊佐市大口目丸に居住されるNTさん、自治会上目丸、農業の、年齢は62歳であります。

申請地の所在地は、伊佐市大口目丸字村永中で、地目は田、面積が352㎡であります。

この案件につきましては、前回農地の利用状況調査において農業委員さんに指導された農地であり今回申請するものであります。

農地区分は、第2種農地でその他の農地となっております。

所在地は、目丸の中心部に所在するのですが、西が畑、東が山林、北が道路を挟んで宅地、南が宅地であります。

現況につきましては、一角に農業用倉庫が昭和50年頃から先代の方が建てたと言う事で始末書が添付されております。

添付書類として、土地の全部事項証明書、始末書、字図等が添付されております。

調査の結果この申請については3名の調査委員において適切であると判断いたしました。委員の皆様方のご審議方よろしく願いまして私の報告を終わります。

議長 事務局の報告が終わりました。
委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。
(「質疑なし」という声、多数あり。)

議長 なしということでございますので、お諮りします。
事務局の調査報告のとおり、意見の決定並びに許可及び諮問決定に賛成の委員の挙手を求めます。
(全員挙手)

議長 全員挙手。
よって整理番号3番は、意見の決定並びに許可及び諮問が決定しました。

議長 整理番号4番について、担当委員の調査報告を求めます。
10番委員。

10番委員 議案第5号 農地法第4条の規定による許可申請に係る意見決定並びに許可及び諮問決定について、整理番号4番について、去る3月14

日に、行政書士TR氏立会のもと11番委員、12番委員、10番委員で共同調査をしましたので10番が報告いたします。

申請人は、伊佐市大口里に居住されていますIHさんです。

申請地、伊佐市大口里字青木ケ島で、地目は田、面積が897㎡であります。

今回の申請は、資材置き場として申請がありました

所在地は、大口高校の東側に位置し、I建材の奥になります。

今隣接地を資材置き場として使用しておりますが、資材置き場が足りないと言う事で、田んぼを資材置き場にしたいとの事です。

現在一部を資材置き場として使用していると言う事で、始末書が添付されております。

農地区分は、第2種農地でその他の農地となっております。

南側が宅地、東も宅地、北も宅地、西側が田であります。

添付書類として、土地の全部事項証明書、事業計画書、被害防除計画書、始末書、委任状、字図等が添付されております。

調査の結果この申請については3名の調査委員において適切であると判断いたしました。委員の皆様方のご審議方よろしく願いまして私の報告を終わります。

議 長

10番委員の報告が終わりました。

委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

議 長

なしということでございますので、お諮りします。

10番委員の調査報告のとおり、意見の決定並びに許可及び諮問決定に賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長

全員挙手。

よって整理番号4番は、意見の決定並びに許可及び諮問が決定しました。

議 長

整理番号5番について、担当委員の調査報告を求めます。

13番委員。

13番委員

議案第5号 農地法第4条の規定による許可申請に係る意見決定並びに許可及び諮問決定について、整理番号5番について、去る3月14日に、14番委員、15番委員、13番委員、申請人OSさん立会のも

と調査をしましたので13番が報告いたします。

申請者のOSさんは、始良郡湧水町幸田に居住されていらっしゃいます。

申請地、伊佐市菱刈荒田字島崎で、地目は登記では畑ですが、現況では田で、面積が514㎡であります。

転用目的は、貸し資材置き場として使用されるそうです。

東、北は宅地、南、西は田で、資材置き場は現状のまま使用するため農地には影響は無いと思いますが、畑に雨水が入りこまないよう築堤で処理するとの事です。

農地区分は、第1種農地集団性のある農地となっております。

添付書類として、全部事項証明書、事業計画書、汚排水処理計画書、被害防除計画書、残高証明書、融資証明願、字図等が添付されております。

調査の結果この申請については3名の調査委員において適切であると判断いたしました。委員の皆様方のご審議方よろしく願いまして私の報告を終わります。

議 長

13番委員の報告が終わりました。
委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。
(「質疑なし」という声、多数あり。)

議 長

なしということでございますので、お諮りします。
13番委員の調査報告のとおり、意見の決定並びに許可及び諮問決定に賛成の委員の挙手を求めます。
(全員挙手)

議 長

全員挙手。
よって整理番号5番は、意見の決定並びに許可及び諮問が決定しました。

議 長

整理番号6番について、担当委員の調査報告を求めます。
19番委員。

19番委員

議案第5号 農地法第4条の規定による許可申請に係る意見決定並びに許可及び諮問決定について、整理番号6番について、去る3月14日に、20番委員、19番委員で申請人MF株式会社田代農場の農場長さんと代理人の行政書士TT氏立会のもと共同調査をしましたので私19番が報告いたします。

申請人、MF株式会社は、出水市平和町に主たる事務所を置き、ヒナの生産販売、鶏の飼育生産販売、種卵の生産販売を始め鶏糞の共同処理販売、肉用牛や野菜の生産販売等を行っています。

申請地の所在地は、伊佐市大口田代字長原の2筆で、地目は畑、合計面積は3,015㎡であります。

農地区分は、第2種農地でその他の農地となっております。

転用目的は鶏舎建設であります。

申請地の所在地は、MF鶏舎の西側に位置し、東は鶏舎、西は山林、南は山林、北はお茶畑であります。

転用目的は、鶏舎の建設となっております周囲に与える影響はないものと思われます。

添付書類として、全部事項証明書、事業計画変更申請書、事業計画書、定款、配置図、被害防除に関する誓約書、被害防除計画書、残高証明書、融資証明願、委任状、字図等が添付されております。

調査の結果この申請については2名の調査委員において適切であると判断いたしました。委員の皆様方のご審議方よろしくお願ひしまして私の報告を終わります。

議長 19番委員の報告が終わりました。
委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。
(「質疑なし」という声、多数あり。)

議長 なしということでございますので、お諮りします。
19番委員の調査報告のとおり、意見の決定並びに許可及び諮問決定に賛成の委員の挙手を求めます。
(全員挙手)

議長 全員挙手。
よって整理番号6番は、意見の決定並びに許可及び諮問が決定しました。

議長 議案第5号 農地法第4条の規定による許可申請に係る意見決定並びに許可及び諮問決定について、申請件数6件については、意見の決定並びに許可及び諮問6件が決定しました。

議案第6号

議長 議案第6号 農地法第5条の規定による許可申請に係る意見決定並

びに許可及び諮問決定について 整理番号1番について、担当委員の報告を求めます。

16番委員。

16番委員

議案第6号 農地法第5条の規定による許可申請に係る意見決定並びに許可及び諮問決定のうち、整理番号1番について、去る3月14日に譲渡人SM氏立会いのもと、17番委員、18番委員、私16番委員で共同調査いたしましたので、16番が報告いたします。

譲受け人は、出水市平和町、有限会社AKであります。

譲渡人は、伊佐市大口里にお住まいのSM氏 63歳、自治会は中戸切であります。

申請地の所在地は、伊佐市大口鳥巢字町、地目は畑、地積は496㎡であります。

本申請は所有権移転売買で、転用目的は太陽光発電施設であります。

農地区分は、第1種農地集団性のある農地となっております。

太陽光設置場所といたしましては、申請地の農地と、これに隣接する山林も含まれており、今回の太陽光発電事業総面積は、1,998㎡となっていることから、第1種農地の割合が全体の3分の1以下となり第1種農地不許可の例外にあたります隣接地一体事業の該当するものと思われま。

今回申請の畑を分筆して496㎡として、全体の3分の1以下と成るようおさえたしだいです。

申請地の所在地は、伊佐市文化会館より北西に約500mに位置しており南側は宅地、東側は用水路及び道路、北側は住宅、西側は市道となっており周囲に与える影響はないものと思われま。

太陽光発電事業ですが、全体のパネル設置枚数は548枚、農地のパネル設置枚数は128枚、全体のパネル設置面積は674㎡、農地のパネル設置面積156㎡、パネル設置容量は100kwを予定しているそうです。

添付書類として、土地の全部事項証明書、会社の定款、事業計画書、資金残高証明書、融資証明書、汚排水処理確約書、被害防除計画書、位置図、配置図等が提出されております。

調査の結果この申請について3名の委員の意見において、適切であると判断いたしましたが、委員の皆様方のご審議方よろしく願いまして報告を終ります。

議長

16番委員の報告が終わりました。

委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

議長 なしということでございますので、お諮りいたします。
16番委員の調査報告のとおり、意見決定並びに許可及び諮問決定することに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 全員挙手。
よって整理番号1番は、意見並びに許可及び諮問が決定しました。

議長 整理番号2番について、担当委員の報告を求めます。
2番委員。

2番委員 議案第6号 農地法第5条の規定による許可申請に係る意見決定並びに許可及び諮問決定のうち、整理番号2番について、去る3月14日1番委員、3番委員、私2番委員で共同調査いたしました。

立会人は、申請のMT氏が出席しております。

譲受け人は、伊佐市菱刈徳辺にお住まいのMTさん69歳で、自治会は新町あります。

譲渡人は、伊佐市菱刈前目にお住まいのIYさん64歳で、自治会は前目宇都あります。

本申請は所有権移転売買で、転用目的は駐車場となっております。

申請地の所在地は、伊佐市菱刈前目字北山、地目は田、地積は187m²であります。

農地区分は、第1種農地集団性のある農地となっております。

申請地の所在地は、菱刈中学校から西へ1キロほどに位置しており東側は畑、西側は道路、南側は畑、北側は田であり周囲に与える影響はないものと思われます。

盛り土をした場合は擁壁を設け排水は水路に放流を行います。

添付書類として、全部事項証明書、事業計画書、資金証明書、被害防除計画書、位置図等が提出されております。

調査の結果この申請について3名の委員の意見において、適切であると判断いたしましたが、委員の皆様方のご審議方よろしく願いまして報告を終ります。

議長 2番委員の報告が終わりました。
委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。
(「質疑なし」という声、多数あり。)

議 長 なしということでございますので、お諮りいたします。
2番委員の調査報告のとおり、意見決定並びに許可及び諮問決定することに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長 全員挙手。
よって整理番号2番は、意見並びに許可及び諮問が決定しました。

議 長 整理番号3番について、担当委員の報告を求めます。
4番委員。

4 番 委 員 議案第6号 農地法第5条の規定による許可申請に係る意見決定並びに許可及び諮問決定のうち、整理番号3番について、去る3月14日に申請人の代理人行政書士のTR氏立会いのもと、6番委員、事務局、私4番委員の3人で共同調査いたしましたので、4番が報告いたします。

譲受け人は、薩摩川内市中郷二丁目、有限会社SPSであります。

譲渡人は、伊佐市菱刈前目にお住まいのUKさんで、自治会は下名あります。

本申請は所有権移転売買で、転用目的は太陽光発電施設であります。

農地区分は、第2種農地でその他農地となっております。

申請地の所在地は、伊佐市菱刈前目字屋敷前、地目は畑、地積は976㎡であります。

申請地の所在地は、Aコープ菱刈店の北西に1キロに位置しており、南側は水路、東側は畑、北側は宅地、西側は宅地となっており周囲に与える影響は無いと思われます。

太陽光発電事業ですが、パネル設置枚数は208枚、パネル設置総面積は976㎡、パネル設置容量は49.92kwを予定しているそうです。

添付書類として、土地の全部事項証明書、会社の定款、事業計画書、見積書、残高証明書、位置図、配置図、被害防除計画書、被害防除に関する誓約書、汚排水処理確約書等が提出されております。

調査の結果この申請について2名の調査委員の意見において、適切であると判断いたしました。委員の皆様方のご審議方よろしく願いまして報告を終わります。

議 長 4番委員の報告が終わりました。

委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。
(「質疑なし」という声、多数あり。)

議 長 なしということでございますので、お諮りいたします。
4番委員の調査報告のとおり、意見決定並びに許可及び諮問決定することに賛成の委員の挙手を求めます。
(全員挙手)

議 長 全員挙手。
よって整理番号3番は、意見並びに許可及び諮問が決定しました。

議 長 整理番号4番について、担当委員の報告を求めます。
14番委員。

14番委員 議案第6号 農地法第5条の規定による許可申請に係る意見決定並びに許可及び諮問決定のうち、整理番号4番について、去る3月14日に、申請人OYさんの代理人、お父さんOSさん、譲渡人NTさん立会いのもと、13番委員、15番委員、私14番委員の3人で共同調査いたしましたので、私14番委員が報告いたします。

譲受け人は、始良郡湧水町幸田にお住まいのOYさんです。

譲渡人は、始良市加治木町新生町にお住まいのNTさんであります。

本申請は所有権移転売買で、転用目的は資材置き場での利用であります。

申請地の所在地は、伊佐市菱刈荒田字島崎、地目は畑、地積は338㎡であります。

農地区分は、第1種農地集団性のある農地となっております。

申請地の所在地は、本城小学校の南西に約3キロの所に位置して、南側は畑、東側は倉庫、西側は道路、北側は道路であり、周囲に与える影響はないものと思われます。

周囲は農地であり汚排水が入り込まないように築堤を設置するように指導しました。

添付書類として、土地の全部事項証明書、位置図、配置図、平面図、事業計画書、被害防除計画書、被害防除に関する誓約書、汚排水処理確約書、融資証明書等が提出されております。

調査の結果この申請について3名の委員の意見において、適切であると判断いたしました。委員の皆様方のご審議方よろしくお願ひしまして報告を終わります。

議 長	14番委員の報告が終わりました。 委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。
1番委員	はい
議 長	1番委員
1番委員	議案5号の農地法4条のOSさんと、今のOYさんと隣接している用 ですよ。
議 長	14番委員
14番委員	農地法5条の申請はOSさんの息子さんの申請であります。
議 長	他に、ご意見・質問はございませんか。 (「質疑なし」という声、多数あり。)
議 長	なしということでございますので、お諮りいたします。 14番委員の調査報告のとおり、意見決定並びに許可及び諮問決定す ることに賛成の委員の挙手を求めます。 (全員挙手)
議 長	全員挙手。 よって整理番号4番は、意見並びに許可及び諮問が決定しました。
議 長	整理番号5番について、担当委員の報告を求めます。 8番委員。
8番委員	議案第6号 農地法第5条の規定による許可申請に係る意見決定並 びに許可及び諮問決定のうち、整理番号5番について、去る3月14 日に、申請人は都合によりどうしても来れないとの事で、私8番委 員、9番委員、7番委員で現地調査を行い、後日電話で聞き取りを行 いましたので報告いたします。 申請人で譲受け人は、熊本県水俣市長野町にお住まいのYMさん、5 7歳です。 譲渡人は、伊佐市大口小木原にお住まいのIKさん、79歳でありま す。 申請地は、伊佐市大口小川内字上場、他1筆、地目は田、地積は5、

557㎡と畑の1筆335㎡の合計面積は5,892㎡であります。

本申請は所有権移転売買で、転用目的は植林をされるものであります。

農地区分は、第2種農地でその他農地となっております。

申請地の所在地は、山野西小学校より西へ約3キロに位置し周囲は全て山であり、現況は田であります。鳥獣害や高齢のため稲作の栽培も難しくなり3年前から飼料を作付しているとの事でした。

周囲に与える影響はないものと思われ、また、法定小作人もありません。

添付書類として、土地の全部事項証明書、事業計画書、資金残高証明書、位置図、被害防除計画書、被害防除に関する誓約書、行政書士O I さんへの委任状が添付されております。

調査の結果この申請について3名の委員の意見において、適切であると判断いたしました。委員の皆様方のご審議方よろしくお願ひしまして報告を終わります。

議 長 8番委員の報告が終わりました。
委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。
(「質疑なし」という声、多数あり。)

議 長 なしということでございますので、お諮りいたします。
8番委員の調査報告のとおり、意見決定並びに許可及び諮問決定することに賛成の委員の挙手を求めます。
(全員挙手)

議 長 全員挙手。
よって整理番号5番は、意見並びに許可及び諮問が決定しました。

議 長 整理番号6番については、現地調査以前に取下げ申請がありました。

議 長 整理番号7番について、担当委員の報告を求めます。
17番委員。

17番委員 議案第6号 農地法第5条の規定による許可申請に係る意見決定並びに許可及び諮問決定のうち、整理番号7番について、去る3月14日に申請人の代理人行政書士のTR氏立会いのもと、16番委員、18番委員、私17番委員で共同調査いたしましたので、私17番が報告いたします。

譲受け人は、伊佐市大口宮人、I K K株式会社代表取締役F Kさんであります。

譲渡人は、伊佐市菱刈川南にお住まいのF Kさんで、自治会は町船津田下であります。

本申請は賃借権設定で、転用目的は太陽光発電施設であります。

申請地の所在地は、伊佐市大口原田字松ヶ迫、地目は畑、地積は882㎡で他1筆の合計面積1,315㎡であります。

農地区分は、第2種農地でその他農地となっております。

申請地の所在地は、R Tの横に位置しており南側は農道、東側は畑、北側はR T、西側は竹山となっております周囲に与える影響はないものと思われま。

太陽光発電事業ですが、パネル設置枚数は204枚、パネル設置面積は1,315㎡、パネル設置容量は49kwを予定しているそうです。

添付書類として、土地の全部事項証明書、会社の定款、事業計画書、資金残高証明書、融資証明書、汚排水処理確約書、被害防除計画書、位置図、配置図等が提出されております。

調査の結果この申請について3名の委員の意見において、適切であると判断いたしました。委員の皆様方のご審議方よろしくお願ひしまして報告を終わります。

議長 17番委員の報告が終わりました。
委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。
(「質疑なし」という声、多数あり。)

議長 なしということでございますので、お諮りいたします。
17番委員の調査報告のとおり、意見並びに許可及び諮問決定することに賛成の委員の挙手を求めます。
(全員挙手)

議長 全員挙手。
よって整理番号7番は、意見並びに許可及び諮問が決定しました。

議長 整理番号8番について、担当委員の報告を求めます。
20番委員。

20番委員 議案第6号 農地法第5条の規定による許可申請に係る意見決定並びに許可及び諮問決定のうち、整理番号8番について、去る14日に19番委員、20番委員、立会人として行政書士のSMさん立会で、調

査いたしましたので、20番が報告いたします。

譲受け人は、東京都港区南青山一丁目、NEK株式会社代表取締役H Aさんであります。

譲渡人は、大阪市西淀川区佃一丁目号にお住まいのNHさんであります。

申請地の所在地は、伊佐市大口小木原字大丸、地目は畑、面積2,064㎡であります。

本申請は所有権移転売買で、転用目的は太陽光発電施設であります。農地区分は、第2種農地でその他農地となっております。

申請地の所在地は、松永工業の前に位置しており東側は雑種地、西側は宅地、南側は宅地、北側は宅地であり、周囲に与える影響はないものと思われま。

太陽光発電事業ですが、パネル設置枚数は532枚、パネル設置面積は1,644㎡を予定しています。

添付書類として、土地の全部事項証明書、位置図、設置図、事業計画書、汚排水処理確約書、被害防除計画書、被害防除に関する誓約書、会社の定款、資金残高証明書、委任状等が提出されております。

調査の結果この申請について2名の委員の意見において、適切であると判断いたしました。委員の皆様方のご審議方よろしく願いまして報告を終ります。

議 長

20番委員の報告が終わりました。
委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。
(「質疑なし」という声、多数あり。)

議 長

なしということでございますので、お諮りいたします。
20番委員の調査報告のとおり、意見決定並びに許可及び諮問決定することに賛成の委員の挙手を求めます。
(全員挙手)

議 長

全員挙手。
よって整理番号8番は、意見並びに許可及び諮問が決定しました。

議 長

整理番号9番について、担当委員の報告を求めます。
3番委員。

3 番 委 員

議案第6号 農地法第5条の規定による許可申請に係る意見決定並びに許可及び諮問決定のうち、整理番号9番について、去る3月14

日、申請人K S寺住職 I Sさん立会のもと、1番委員、2番委員、3番で、共同調査いたしましたので、私3番が報告いたします。

譲受け人は、伊佐市菱刈荒田のお寺K S寺であります。

譲渡人は、同じ番地にお住まいの僧侶 I Sさんからの無償贈与されるものであります。

申請地の所在地は、伊佐市菱刈荒田字園川で、地目は畑、面積158㎡であります。

農地区分は、第2種農地でその他農地となっております。

申請地の所在地は、本城小学校より北へ500m位で、四方住宅に囲まれた、K S寺敷地内で、すでにお寺の入口として、コンクリートされていて、始末書が添付されています。

そこに今回納骨堂を建設される予定であります。

周囲に与える影響はないものと思われます。

添付書類として、土地の全部事項証明書、事業計画書、資金証明書、被害防除に関する誓約書、被害防除計画書、字図、委任状等が提出されております。

調査の結果この申請について3名の委員の意見において、適切であると判断いたしました。委員の皆様方のご審議方よろしくお願ひしまして私の報告を終わります。

議 長 3番委員の報告が終わりました。
委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。
(「質疑なし」という声、多数あり。)

議 長 なしということでございますので、お諮りいたします。
3番委員の調査報告のとおり、意見並びに許可及び諮問決定することに賛成の委員の挙手を求めます。
(全員挙手)

議 長 全員挙手。
よって整理番号9番は、意見並びに許可及び諮問が決定しました。

議 長 整理番号10番について、担当委員の報告を求めます。
6番委員。

6番委員 議案第6号 農地法第5条の規定による許可申請に係る意見決定並びに許可及び諮問決定のうち、整理番号10番について、去る3月14日に、申請人のNEK株式会社代理人行政書士のTRさん立会のも

と、4番委員、6番委員、事務局の3人で、共同調査いたしましたので6番が報告いたします。

申請人は、東京都港区南青山一丁目、NEK株式会社代表取締役H Aさんであります。

譲渡人は、伊佐市菱刈前目にお住まいのITさん60歳、自治会下名であります。

本申請は所有権移転売買で、転用目的は太陽光発電施設であります。農地区分は、第2種農地でその他農地となっております。

申請地の所在地は、伊佐市大口下殿字湯ノ谷、地目は畑、面積3,313㎡で、現況は良く管理された畑であります。

太陽光発電事業ですが、パネル設置枚数は532枚、パネル設置面積は3,313㎡を予定しているそうです。

申請地の所在地は、北薩病院の手前にJAの飼料中継基地の裏100m位に位置しており南側は市道、東側は宅地、西側は市道、北側は山林であり、周囲に与える影響はないものと思われます。

添付書類として、土地の全部事項証明書、会社の定款、事業計画書、資金証明書、位置図、字図、被害防除計画書、委任状等が提出されております。

調査の結果この申請について2名の委員の意見において、適切であると判断いたしましたが、委員の皆様方のご審議方よろしく願いまして報告を終わります。

議長 6番委員の報告が終わりました。
委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。
(「質疑なし」という声、多数あり。)

議長 なしということでございますので、お諮りいたします。
6番委員の調査報告のとおり、意見決定並びに許可及び諮問決定することに賛成の委員の挙手を求めます。
(全員挙手)

議長 全員挙手。
よって整理番号10番は、意見並びに許可及び諮問が決定しました。

議長 議案第6号 農地法第5条の規定による許可申請に係る意見決定並びに許可及び諮問決定について、申請10件のうち、取下げ1件、許可及び諮問9件が決定しました。

議長

議案第7号 非農地証明願について、提案します。
整理番号1番について、担当委員の報告を求めます。
15番委員。

15番委員

議案第7号 非農地証明願のうち整理番号1番について、去る14日に、13番委員、14番委員、15番委員、申請者のOMさんの友人の立会のもとに現地調査をいたしましたので15番が報告いたします。
申請人はOMさん、大阪市西淀川区御幣島二丁目にお住まいです。
申請地は、大口篠原字松ヶ迫上、2筆で、地目は田、畑で、合計面積は2,446㎡です。
申請理由は、大阪に就職して耕作出来なくなり放置したという事であります。
周囲の状況ですが、東側は農道を挟んで水田、南側は雑木林、西側は雑木林、北側も雑木林です。
非農地となった時期は、昭和62年4月頃です。
申請地の現況は、竹林化しておりました。
添付書類として、土地の全部事項証明書、字図が提出されています。
3委員の調査の結果、農地性は喪失していて農地の復旧は困難であると判断いたしました。
委員の皆様方のご審議方をよろしく願います。

議長

15番委員の報告が終わりました。
委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。
(「質疑なし」という声、多数あり。)

議長

なしということでございますので、お諮りします。
15番委員の報告のとおり、非農地として証明することに賛成の委員の挙手を求めます。
(全員挙手)

議長

全員挙手、
よって整理番号1番は、非農地証明が決定しました。

議長

整理番号2番について、担当委員の報告を求めます。
18番委員。

18番委員	<p>議案第7号 非農地証明願のうち整理番号2番について、去る3月14日に、16番委員、17番委員、私18番の3人で共同調査を行いましたので18番が報告いたします。</p> <p>申請人のATさんは、伊佐市大口大田に居住され、自治会は稲荷町であります。</p> <p>申請地は、伊佐市菱刈前目字晋春庵で、地目は畑、地籍は1, 789㎡であります。</p> <p>申請地の位置は、菱刈の商店街から北に約500m位入りました山の近くで、南側は水田が、東、西、北を含め周囲の状況は、ほとんど山林となっていて、耕作を放棄し25年位になり雑木林化しています。</p> <p>以上のような状況から3人で協議しました結果、農地性は喪失し農地への復旧は困難であると判断をいたしました。</p> <p>添付書類として、全部事項証明書等が添付されております。</p> <p>委員の皆様方のご審議方よろしくお願ひしまして報告を終わります。</p>
議 長	<p>18番委員の報告が終わりました。</p> <p>委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。</p> <p>(「質疑なし」という声、多数あり。)</p>
議 長	<p>なしということでございますので、お諮りします。</p> <p>18番委員の報告のとおり、非農地として証明することに賛成の委員の挙手を求めます。</p> <p>(全員挙手)</p>
議 長	<p>全員挙手、</p> <p>よって整理番号2番は、非農地証明が決定しました。</p>
議 長	<p>議案第7号 非農地証明願は、2件申請のうち2件の証明許可が決定しました。</p>
議 長	<p>その他 事務局お願ひします。</p>
事 務 局	<p>月例報告です。</p> <p>最後のページになります。</p> <p>3月分の月例報告です。</p> <p>14日を中心に現地調査をやって頂きました。</p> <p>本日19日が、第12回目の農業委員会の総会でございます。</p> <p>26日が、3月の県の定例常任議員会議が鹿児島市でございます。</p>

す。

3月20日に市職員異動内示の発表がある予定であります。

農業委員会に関する法律第20条第3項の規定によりますと事務局職員は農業委員会が任免することになっていきますので、3月24日8時20分から臨時総会を開催する予定です。

また、24日、25日は農業委員研修ですので、臨時総会終了後出発します。

4月の行事予定ですが、15日を中心に現地調査をお願いします。

18日が、第1回目の農業委員会の総会になります。

25日が、4月の定例常任会議員会議になります。

以上です。

議 長

その他、皆様はありませんか

(「なし」という声、多数あり。)

事務局 長

これで、平成25年度第12回農業委員会総会を終わります。
姿勢を正してください。 一同礼。

終了時間 午前10時20分

伊佐市農業委員会

会 長 **会 長**

伊佐市農業委員 **19番委員**

伊佐市農業委員 **20番委員**